

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第 2 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 24 日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和 6 年 3 月 27 日 午前 10 時 30 分 頃、幕別運動公園内の立木の枝が折れ、隣接する幕別町錦町126番地の民地に設置してある物置を突き破り、屋根を損傷させる事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額

1 3 2, 0 0 0 円

3 損害賠償の相手方
幕別町在住の方